

財産形成期日指定定期預金規定（住宅財形）

1.（預入れの方法等）

- (1) この預金の預入れは、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づき、5年以上の期間にわたって、1口1,000円以上1,000円単位とし、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金については、通帳にかえ、預入れの残高を6か月に1回通知します。

2.（預金の種類・期間等）

この預金は、勤労者財産形成非課税住宅制度の適用を受ける非課税口座に、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

3.（自動継続等）

- (1) この預金（第7条による一部解約後の残りの預金を含む）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前1項と同様とします。

4.（預金の支払方法等）

- (1) この預金は、法令で定める持家としての住宅の取得または持家である住宅の増改築等（以下「住宅の取得等」という）の対価に充てるときに支払います。
- (2) この預金を住宅の取得等の後に払戻しをする場合には、住宅の取得等をした日から1年以内に、住宅の取得等に要した額を限度として一回限り支払います。この場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、法令で定める書類とともに当組合に提出してください。
- (3) この預金を住宅の取得等の前に払戻しをする場合には、残高の90%または住宅の取得等に要した額のいずれか低い額を限度として一物件につき一回限り支払います。この場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、法令で定める書類とともに当組合に提出してください。
- (4) 前項により一部払戻をした場合、払戻しの日から2年以内または住宅の取得等をした日から1年以内のいずれか早い日までに住宅の取得等に要した額と前項の払戻し額との差額を限度として一回限り支払います。この場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、法令で定める書類とともに当組合に提出してください。
残高を払戻ししない場合には、一部払戻日から2年以内または住宅の取得等の日から1年以内のいずれか早い日までに法令で定める書類を当組合へ提出してください。

5.（預金の支払い時期等）

- (1) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当組合に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (3) 第1項または第2項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。

- (4) 第1項または第2項により定められた満期日以後に解約されないまま1か月を経過するかまたはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの日数に応じ、預入日（継続したときはその継続日）現在における当組合所定の利率によって、1年複利の方法で計算します。
利率は、当組合所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後預入れられる金額についてその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について預入日現在における当組合所定の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は、100円とします。

7. (預金の解約)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむをえない事由により、この預金を第4条の支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、当組合へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元利金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日までの日数の多い順序でこの預金を解約します。

8. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税として支払われた利息についても5年間にわたり遡及して20%（国税15%、地方税5%）の税率により計算した税額を追徴します。ただし、令和19年12月31日まで復興特別所得税が追徴課税されることにより、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。

- ① 住宅の取得等の目的以外のためにこの預金が払戻された場合。ただし、預金者の死亡、重度障害による払戻の場合は除きます。
- ② 第4条第2項による払戻の場合で、住宅の取得等をした日から1年以内に払戻が行われなかったとき、または所定の必要書類が提出されなかったとき、または提出された書類により住宅の取得等の要件が満たされないことが判明したとき。
- ③ 第4条第3項による一部払戻の場合で、一部払戻日から2年以内または住宅の取得等をした日から1年以内のいずれか早い日までに所定の必要書類が提出されなかったとき。または提出された書類により住宅の取得等の要件が満たされないことが判明したとき。

9. (差引計算等)

- (1) 前条の事由が生じた場合には、当組合は事前の通知および所定の手続を省略し、この預金を解約し、その元利金から税額を追徴できるものとします。
- (2) この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、ただちに当組合に支払ってください。

10. (非課税取扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第1条第1項による以外の預入れがあった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。(法令等で定められている場合を除く。)
- ③ 非課税住宅貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入れがあった場合。

11. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

12. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当組合の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 第4条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当組合の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

(令和5年2月1日現在)